

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（産業労働局金融部金融課）……………一

### 告示

○公共測量の実施（九件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………三

○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………四

○国民健康保険組合規約の一部変更届出……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）……………五

○保安林の皆伐面積の残存許容限度……………（産業労働局農林水産部森林課）……………五

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………五

### 告示（消）

○東京消防庁消防総監が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………七

○東京消防庁消防総監が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………七

○東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………七

○消防相互応援協定の一部改正……………七

## 規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月一日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第二百二十七号

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十六年東京都規則第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（担保等）」に改める。

第十三条第一項中「知事が適当と認める連帯保証人をたてなければならない。ただし、貸付金の交付を受ける者が特別区又は市町村（以下「区市町村」という。）の場合その他知事が別に定める場合は、この限りでない。」を「貸付対象施設その他貸付金の交付を受ける者が提供した資産に物的担保を設定（以下「担保の設定」という。）し、又は金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）若しくは商工会議所、商工会その他の団体による債務の保証若しくは特別区若しくは市町村（以下「区市町村」という。）の債務負担行為に基づく損失の補償（以下これらを「金融機関保証等」という。）を受けなければならない。ただし、知事が債権の保全に支障がないと認める場合にあつては、担保の設定をすること、又は金融機関保証等を受けることを免除することができる。」に改める。

第十三条第三項中「保証人」を「担保等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「知事は」の下に、「債権の保全上必要があると認める場合は」を加え、「において保証人の追加又は変更の必要が生じた」と認めるときは、借主に対して、「保証人」を「に對し、物的担保、金融機関保証等若しくは連帯保証人（以下「担保等」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項本文の場合において、貸付金の交付を受ける者は、知事が債権の保全に支障がないと認めるに足りる担保の設定をすること、又は金融機関保証等を受けることができる。きないときは、これらに加えて、知事が適当と認める連帯保証人を立てることができる。

3 第一項本文の規定にかかわらず、貸付金の交付を受ける者が、担保の設定をすること、又は金融機関保証等を受けることができなるときは、知事が適当と認める連帯保証人を立てることをもつて、これに代えることができる。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

附則に次の一項を加える。

7 令和六年三月三十一日までの間において貸付けの決定を行う中小企業高度化資金（金融機関による債務の保証を受けるものに限る。）については、別表貸付金の額の欄中「一〇〇分の八〇」とあるのは、「一〇〇分の九〇」とする。

別表一の項中「第二条第一項に規定する中小企業者及び同条第六項に規定する組合等」を「第二条第二項に規定する中小企業者等（同項第三号又は第四号に該当する者を除く。）」に改め、同表三の項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

別記第一号様式中

「4 担保

(1) 連帯保証人

氏名	住所	職業	年収及び資産額	申込者との関係

を

(2) 担保物件

土地、建物の別	所在地	構造、面積	所有者	備考

「4 担保等

・担保物件

土地、建物の別	所在地	構造、面積	所有者	備考

・金融機関保証等

保証者	保証金額・内容	備考

に

・連帯保証人

氏名・名称	住所・所在地	職業・業種	年収及び資産額	申込者との関係

ため、同様を添付書類3を次のように改める。

3 担保物件においては、担保提供者の承諾書、担保物件の登記事項証明書及び評価証明書等

別記様式1を様式添付書類4を次のように改める。

4 金融機関保証等においては、保証委託契約書等保証内容の分かるもの

別記様式1を様式添付書類中6を「5」とし、「4」の次に次のように加える。

5 連帯保証人においては、連帯保証人の承諾書、連帯保証人の年収及び資産額を証する書面

別記様式1を様式中「四」及び「乙の甲に対する債務の担保として、」を「5」及び「連帯保証人をたてるとともに担保物件に抵当権」を「6」及び「乙の甲に対する債務の担保等」に

「設定をする」や「設定する」に改め、

「(3) 連帯保証人について、死亡、住所不明、債務負担能力の喪失、住所又は営業若しくは勤務先の変更その他重要な変更が生じたとき。

」(4) 物的担保の対象物件が滅失し、又はその価値が著しく減じたとき。

」(3) 物的担保の対象物件が滅失し、又はその価値が著しく減じたとき。

」(4) 連帯保証人について、死亡、住所不明、債務負担能力の喪失、住所又は営業若しくは勤務先の変更その他重要な変更が生じたとき。

改める。

別記第二号様式(考)中2及び3を削り、同様式(考)4中「乙の甲に対する債務の担保とし

て、」を削る。「連帯保証人をたてるとともに担保物件に抵当権」を、「乙の甲に対する債務の担保等」に改め、同様式(考)4を(備)2とし、同様式(考)5を(考)3とする。

別記第三号様式中「四」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### ●東京都告示第八百三十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 葛飾区東金町五丁目地内

四 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月三十一日まで

#### ●東京都告示第八百四十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東金町四丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月三十一日まで

#### ●東京都告示第八百四十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東金町四丁目及び東金町五丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月三十一日まで

#### ●東京都告示第八百四十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区高砂六丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月一日から令和四年八月十五日まで

●東京都告示第八百四十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、豊島区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 豊島区
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量(基準点))
- 三 測量の区域 豊島区池袋本町四丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月二十二日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第八百四十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、港区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 港区
- 二 測量の種類 公共測量(水準測量及び公共基準点測量)
- 三 測量の区域 港区西新橋一丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年一月四日から同年三月三十日まで

●東京都告示第八百四十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量(三級基準点測量))
- 三 測量の区域 千代田区二番町地内
- 四 測量の期間 令和四年一月十七日から同年三月二十一日まで

●東京都告示第八百四十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、稲城市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 稲城市

- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 稲城市東長沼地内
- 四 測量の期間 令和三年十月十八日から令和六年三月二十九日まで

●東京都告示第八百四十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、日野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 日野市
- 二 測量の種類 公共測量(地図編集)
- 三 測量の区域 日野市地内
- 四 測量の期間 令和三年十月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第八百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置 取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和四年五月十六日 小金井市本町 延長  
第一項第五号 五月十六日 五丁目千七百七十一番十二 幅員  
の規定による 及び同番十七 四・五〇  
道路の各一部

●東京都告示第八百四十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第四項の規定により、文芸美術国民健康保険組合規約の一部変更について届出があったので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

変更事項 変 更 前 変 更 後 変更年月日  
事務所の 東京都千代田区 東京都千代田区 令和四年六  
所在地 外神田五丁目二 神田司町二丁目 月一日  
番一号 七番地二

●東京都告示第八百五十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四條の二第四項に規定する令和五年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同條第三項の規定により次のとおり公表する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

保安林の種類 単位 同一単位とされる区域 皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)

水源涵養保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 六四六・七七

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二五九・〇九

浅川 八王子市の区域 八一・四六  
計 九八七・三二  
多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 四六・八四  
秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一三・七〇

土砂流出防備保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 四六・八四  
秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一三・七〇

浅川 八王子市及び町田市の区域 一五・八一  
大島 神津島村の区域 〇・五〇  
八丈島 八丈島八丈町の区域 八一・五四  
計 一五八・三九

土砂崩壊防備保安林 秋川 あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域 〇・五八

計 〇・五八  
秋川 西多摩郡檜原村の区域 〇・七八  
大島 大島町の区域 一・八六  
八丈島 八丈島八丈町の区域 〇・四〇

小笠原 小笠原村の区域 七九・七四  
諸島 八二・七八

秋川 西多摩郡日の出町の区域 〇・〇三

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二一・一七

多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 一六・三八  
浅川 八王子市及び町田市の区域 六・五八  
計 四四・一三

●東京都告示第八百五十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三條第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和四年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道日本橋芝浦大森線  
二 指定する区間 品川区八潮二丁目一番三地先から同所  
同番二地先まで  
三 指定の概要 別図表示のとおり

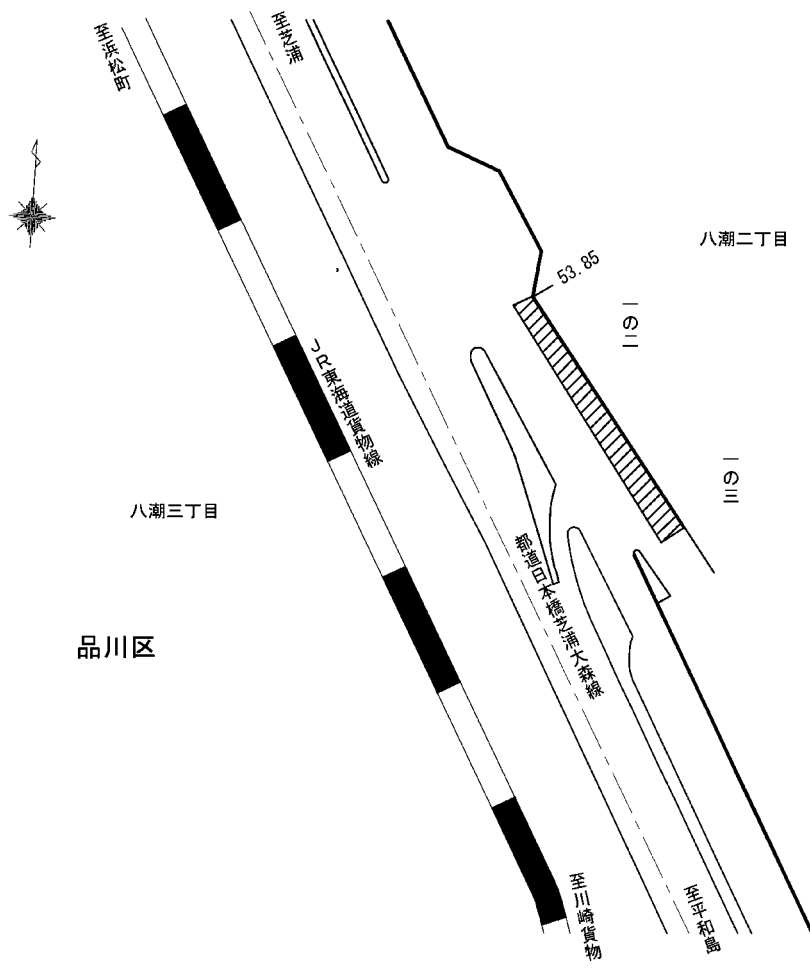
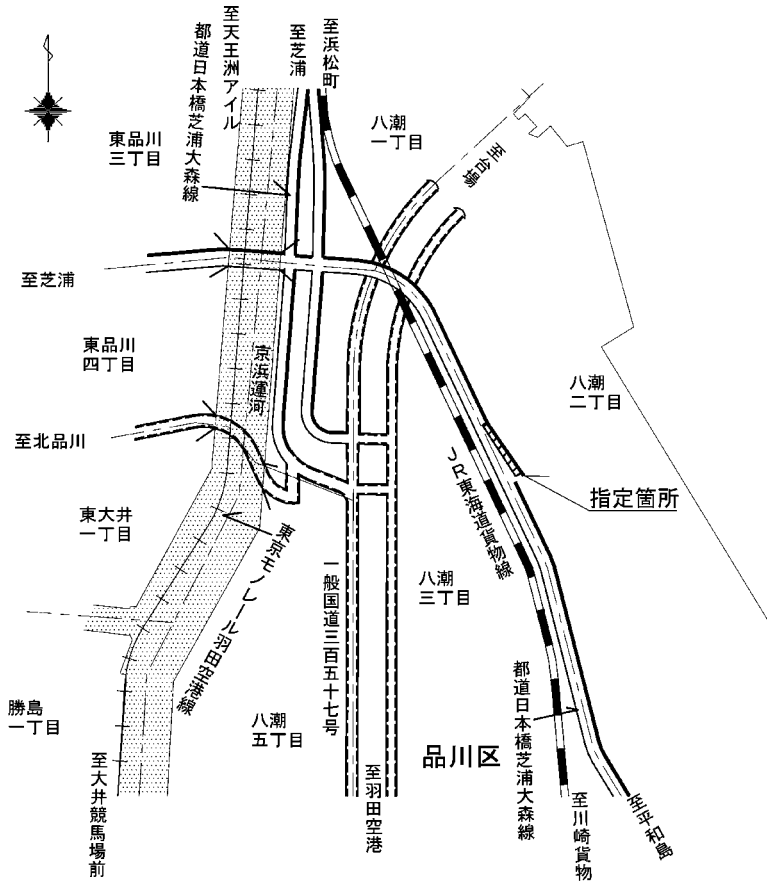
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道日本橋芝浦大森線  
品川区八潮二丁目地内

-  指定区間
-  特別区道
-  都道
-  一般国道

延長 七六・九一メートル

(電線共同溝予定名称 日本橋芝浦大森・九号)



# 告 示 (消)

## ●東京消防庁告示第4号

東京消防庁消防総監が行う情報公開事務に関する規程(平成11年12月東京消防庁告示第9号)の一部を次のように改正する。

令和4年6月1日

東京消防庁

消防総監 清 水 洋 文

別記第2号様式から第9号様式までの規定中「**四**」を削る。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

## ●東京消防庁告示第5号

東京消防庁消防総監が保有する個人情報の保護に関する規程(平成11年12月東京消防庁告示第10号)の一部を次のように改正する。

令和4年6月1日

東京消防庁

消防総監 清 水 洋 文

第3条第3号中「、国民年金手帳」を削る。

第2号様式から第7号様式まで、第9号様式、第11号様式から第14号様式まで及び第16号様式から第18号様式までの規定中「**四**」を削る。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

## ●東京消防庁告示第6号

東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護等に関する規程(平成27年12月東京消防庁告示第9号)の一部を次のように改正する。

令和4年6月1日

東京消防庁

消防総監 清 水 洋 文

第3条第2項第3号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第3号様式から第8号様式まで、第10号様式及び第11号様式、第13号様式から第16号様式まで並びに第18号様式から第20号様式までの規定中「**四**」を削る。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

## ●東京消防庁告示第7号

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき東京消防庁と朝霞地区一部事務組合、戸田市、さいたま市、川口市、草加八潮消防組合、三郷市、松戸市、市川市及び浦安市との間における消防相互応援協定の一部を改正する協定を次のように締結した。

令和4年6月1日

東京消防庁

消防総監 清 水 洋 文

東京外環自動車道消防相互応援協定の一部を改正する協定

東京外環自動車道消防相互応援協定の一部を改正する協定を次のように締結する。

西部消防本部」を「埼玉県南西部消防局」に改める。

附 則

この協定は、令和4年4月1日から効力を生ずる。

令和4年6月1日

朝霞地区一部事務組合

管理者 富 岡 勝 則

戸田市長 菅 原 文 仁

さいたま市長 清 水 勇 人

川口市市長 奥ノ木 信 夫

草加八潮消防組合

管理者 浅 井 昌 志

三郷市長 木 津 雅 晨

松戸市長 本郷谷 健 次

市川市長 田 中 甲

浦安市市長 内 田 悦 嗣

東京消防庁

消防総監 清 水 洋 文

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

